森林法の一部を改正する法律案新旧対照条文目次

五	匹		三	<u>-</u>	_
木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)	森林の保健機能の増進に関する特別措置法(平成元年法律第七十一号)	(昭和五十四年法律第五十一号)	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法	森林組合法(昭和五十三年法律第三十六号)	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)
(附則第十五条関係)	(附則第十四条関係)	(附則第十三条関係)		(附則第十二条関係)	
30	29	27		26	: 1

○森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)

(傍線部分は改正部分)

(全国森林計画等) (全国森林計画等) (全国森林計画等) (全国森林計画においては、次に掲げる事項を、地勢その他の条件を第四条 (略) 「一〜三の二 (略) 三の三 公益的機能別森林施業(水源の涵養の機能その他の森林の有三の三 公益的機能別森林施業(水源の涵養の機能その他の森林の有する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐する公益的機能の別に応じて、当該森林の伐期の間隔の拡大及び伐事を特に図るための森林施業をいう。第十一条第五項第二号中にお進を特に図るための森林施業をいう。第十一条第五項第二号中において同じ。)を推進すべき森林(以下「公益的機能別施業森林」といて同じ。)を推進すべき森林(以下「公益的機能別施業森林」という。)の整備に関する事項四・四の二 森林の保護に関する事項の三 森林の保護に関する事項	第三章~附則 (略) 第二章・第二章 (略) 第一章・第二章 (略) 第二章・第二章(略) 第二章・第二章(略) 第二章・第二章(略) 第二章・第二章(略) 第二章・第二章(略) 第二章・第二章(略) 第二章・第二章(略) 第二章 (略) 第三章 (略) (略) 第三章 (略)	改正案
(全国森林計画等)	国次 第二章・附則 (略) 第二章・第二章 (略) 第二章・第二章 (略) 第二章・第二章 (略) 第二章・第二章 (略)	現 行

(地域森林計

第五条 (略)

2 地域森林計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

備及び保全に関する基本的な事項 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整

三 5 五 (略)

五の二 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施 森林施業の共

五の三 同化その他森林施業の合理化に関する事項 森林病害虫の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項

略

3 備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。 地域森林計 画に おいては、 前 項各号に掲げる事項のほ か、 森林の 整

4 5

、地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 の旨を公告し、 とするときは、 十日間の期間を定めて公衆の縦覧に供しなければならない。 都道府県知事は、 当該地域森林計画の案を当該公告の日からおおむね三 あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、そ 地域森林計画をたて、又はこれを変更しよう

2 \ 4 (略)

5 の同意を得なければならない。 立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、 三号の伐採立木材積、 事項のうち、 るときは、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議 なければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める 都道府県知事は、 前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、 地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとす 同項第四号の造林面積、 同項第四号の二の間伐び保全の目標、同項第 農林水産大臣

(地域森林計

第五条

2 地域森林計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとする。

(略)

全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 森林の有する機能別の森林の所在及び面積並びにその整備及び保

三 5 五. (略)

五の二 森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項

八六 七 略

その他必要な事項

3 • 4 略

(地域森林計画の案の縦覧等)

第六条 の旨を公告し、 とするときは、 衆の縦覧に供しなければならない。 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しよう 当該地域森林計画の案を当該公告の日から三十日間 あらかじめ、農林水産省令で定めるところにより、そ 公

2 \ 4 (略)

5 第七号の保安林の整備及び保安施設事業に関する計画については、 立木材積、 三号の伐採立木材積、 事項のうち、前条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、 しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める るときは、農林水産省令で定めるところにより、 都道府県知事は、 同項第五号の林道の開設及び改良に関する計画並びに同項 地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとす 同項第四号の造林面積、 同項第四号の二の間伐 農林水産大臣に協 同項第 農

6

(略)

(国有林の地域別の森林計画

第七条の二 (略)

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 から第七号までに掲げる事項 第五条第二項第一号から第四号の二まで、 第五号及び第五号の三

(略)

兀 その他必要な事項

3 第四条第三項及び第五条第五項の規定は、 て準用する。 第一項の森林計画につい

4 6 (略)

(地域森林計画等の遵守)

第八条 は収益をする者は、地域森林計画に従つて森林の施業及び保護を実施 又は森林の土地の使用若しくは収益をすることを旨としなければ 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用又

ならない。

2 (略)

(市町村森林整備計画

第十条の五 (略)

2 市町村森林整備計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとす

略

(削る)

林水産大臣の同意を得なければならない。

6 (略

(国有林の地域別の森林計画

第七条の二 (略)

2 前項の森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。 第八号までに掲げる事項 第五条第二項第一号から第四号の二まで、第五号及び第六号から

二 三 (略)

て準用する。 第四条第三項及び第五条第四項の規定は、 第一項の森林計画につい

3

4 6 (略

第八条 使用若しくは収益をすることを旨としなければならない。 は収益をする者は、地域森林計画に従つて施業し、 (地域森林計画等の遵守) 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹又は土地の使用 又は森林の土地 0

2 (略)

(市町村森林整備計画)

第十条の五 (略)

2 市町村森林整備計画においては、 次に掲げる事項を定めるものとす

〈 匹 (略)

Ŧī. 期に関する事項 急に実施する必要のあるもの 在並びに要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法及び時 間伐又は保育が適正に実施されていない森林であつてこれらを早 。 以 下 「要間伐森林」という。 の所

規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道 規定に「市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第七項の 7 市町し	、。 ついて、必要に応じ、関係森林管理局長の意見を聴かなければならな ついて、必要に応じ、関係森林管理局長の意見を聴かなければならな する第六の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用 の対象と の対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用 の対象と 市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画 (略)	・5 (略) ・5 (略) 一下町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森市町村は、市町村森林整備計画の案を作成しようとするときは、森田 その他森林の整備のために必要な事項 3・4 3・4 4 4 3・4 3・4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	- 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する		害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関 十 十 事項	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
規定により読み替えて準用する第六条第一項の縦覧期間満了後、都道市町村は、市町村森林整備計画をたてようとするときは、第五項の	ついて、関係森林管理局長の意見を聴かなければならない。する第六条第一項の縦覧期間満了後、当該市町村森林整備計画の案にの対象となる国有林があるときは、前項の規定により読み替えて準用市町村の長は、当該市町村の区域内に第七条の二第一項の森林計画(略)	(略)		その他森林の整備のために必要な事項林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	(略)	森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項 (略)	(略)

府県知事に協議しなければならない。

10 四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林経営計公表するとともに、都道府県知事(当該市町村の区域内に第十九条第 び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。 えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及 なければならない。この場合においては、第七項の規定により読み替)及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付し 画の対象とする森林が存するときは、 市町村は、 市町村森林整備計画をたてたときは、 都道府県知事及び農林水産大臣 遅滞なく、これ を

町村森林整備計画の変更

2 • 第十条の六 (略) 略

4 ついて準用する。 前条第六項から第十項までの規定は、 市町村森林整備計画の変更に

町村森林整備計画の遵守

第十条の七 画に従つて森林の施業及び保護を実施することを旨としなければなら 益をする者(以下「森林所有者等」という。 4(以下「森林所有者等」という。)は、市町村森林整備計 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収

、伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林 事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければなら らかじめ、市町村の長に森林の所在場所、 く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、 第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除 (第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び 伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める 伐採面積、 伐採方法、伐採 あ

府県知事に協議しなければならない。

8 画の対象とする森林が存するときは、都道府県知事及び農林水産大臣 四項の規定による通知に係る農林水産大臣の認定を受けた森林施業計 び当該意見の処理の結果を併せて公表しなければならない。 えて準用する第六条第二項の規定により申立てがあつた意見の要旨及 なければならない。この場合においては、第五項の規定により読み替)及び関係森林管理局長に当該市町村森林整備計画書の写しを送付し 公表するとともに、 市町村は、 市町村森林整備計画をたてたときは、 都道府県知事 (当該市町村の区域内に第十九条第 遅滞なく、これ

(市町村森林整備計画の変更)

第十条の六 (略)

2 • (略

4 ついて準用する。 前条第五項から第八項までの規定は、 市町村森林整備計画の変更に

(市町村森林整備計画の遵守)

第十条の七 画に従つて施業することを旨としなければならない。 益をする者(以下「森林所有者等」という。)は、市町村森林整備計 森林所有者その他権原に基づき森林の立木竹の使用又は収

(伐採及び伐採後の造林の届出)

第十条の八 森林所有者等は、地域森林計画の対象となつている民有林 事項を記載した伐採及び伐採後の造林の届出書を提出しなければなら 齢、伐採後の造林の方法、期間及び樹種その他農林水産省令で定める らかじめ、市町村の長に森林の所在場所、 く。)の立木を伐採するには、農林水産省令で定める手続に従い、 第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内の森林を除 (第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林及び 伐採面積、 伐採方法、伐採 あ

ない。 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでな

略

替えて準用する場合を含む。 号の契約の締結に関するものを除く。 第十条の十 の四第 項 (第十条の十 0 裁定 (第十条の十 の六第二項におい に基づいて伐採をする場 *(*) 第 て読み 項第

兀 二条第三項において読み替えて準用する第十一条第五項の規定によ る伐採をする場合 る認定があつたときは、 第十一条第五項の認定に係る森林経営計画 その変更後のもの)において定められてい (その変更につき第

(略)

六 五 第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

(略)

2 書を提出しなければならない。 者等は、農林水産省令で定める手続に従い、 一等は、農林水産省令で定める手続に従い、市町村の長に伐採の届出前項第九号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有

、伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等)

第十条の九 (略)

2 • 3 (略)

4 採後の造林をすべき旨を命ずることができる。 その者に対し、 る事態の発生を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、 められる場合において、伐採後の造林をすることが当該各号に規定す 採後の造林をしないとしたならば次の各号のいずれかに該当すると認 で立木を伐採した者が伐採後の造林をしておらず、かつ、 市町村の長は、 当該伐採跡地につき、期間、 前条第一項の規定に違反して届出書の提出をしない 方法及び樹種を定めて伐 引き続き伐

災害を発生させるおそれがあること。

当該伐採跡地の周辺の地域における土砂の流出又は崩壊その

他

ない。 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでな

· : 略

二条第三項において準用する第十一条第四項の規定による認定があ る場合 つたときは、その変更後のもの)において定められている伐採をす 第十一条第四項の認定に係る森林施業計画 (その変更につき第十

三

六~十 (略) 五 第百八十八 略) 第百八十八条第二項の規定に基づいて伐採する場合

2 書を提出しなければならない。 者等は、農林水産省令で定める手続に従い、 前項第八号に掲げる場合に該当して森林の立木を伐採した森林所有〜十(略) 市町村の長に伐採の届

(伐採及び伐採後の造林の計画の変更命令等

第十条の九 (略)

2 • 3 (略)

れがあること。

四 当該伐採跡地の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそ

(施業の勧告等)

| 施業すべき旨を勧告することができる。 | 施業すべき旨を勧告することができる。 | 以項に規定する場合を除く。 | は整備計画の達成上必要があるとき (次項に規定する場合を除く。) は整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林第十条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町

水産省令で定めるところにより、その旨並びに当該要間伐森林についう。)がある場合には、当該要間伐森林の森林所有者等に対し、農林てこれらを早急に実施する必要のあるもの(以下「要間伐森林」といっているい表体であつ

実施すべき旨を期限を定めて勧告することができる。 要間伐森林について当該間伐又は保育の方法に従つて間伐又は保育を時期までに当該間伐又は保育を実施していないと認めるときは、当該市町村の長は、前項の規定による通知を受けた者がその通知に係る

て実施すべき間伐又は保育の方法及び時期を通知するものとする。

設定若しくは移転又は当該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき長の指定を受けたものと当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立又は当該要間伐森林の施業の委託を受けようとする者で当該市町村のときは、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立ときは、その者に対し、当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立ちを受けた者がこれに従わないとき、又は従う見込みがないと認めるも、市町村の長は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧

施業の勧告等

まる。 すべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することがですべき事項を示して、これに従つて施業すべき旨を勧告することがで整備計画の達成上必要があるときは、当該森林所有者等に対し、恵町村森林村森林整備計画を遵守していないと認める場合において、市町村森林千条の十 市町村の長は、森林所有者等がその森林の施業につき市町

業の委託を受けようとする者で当該市町村の長の指定を受けたものとは使用及び収益を目的とする権利を取得し、又は当該要間伐森林の施別限を定めて勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従期限を定めて勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従期にを定めて勧告した場合において、その勧告を受けた者がこれに従期において定められている当該要間伐森林に係る間伐又は保育を実施すべき旨をを開計画において定められている当該要間伐森林について市町村森林2 市町村の長は、前項の規定により、要間伐森林について市町村森林

旨を勧告することができる。

(都道府県知事の調停)

き旨を申請することができる。
おいて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができながし、その協議に係る所有権の移転若しくは使用及び収益を目的とすて二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にて二月以内に、農林水産省令で定めるところにより、都道府県知事にる権利の設定若しくは移転又は協議をすることができなおいて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができな第十条の十一 市町村の長が前条第四項の規定による勧告をした場合に

2~4 (略)

(裁定の申請)

第十条の十一の二 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をしたまる。

一 当該指定を受けた者を分収林特別措置法(昭和三十三年法律第

る。 該要間伐森林の施業の委託に関し協議すべき旨を勧告することができ転若しくは使用及び収益を目的とする権利の設定若しくは移転又は当当該要間伐森林若しくは当該要間伐森林の立木についての所有権の移

(都道府県知事の調停)

第

き旨を申請することができる。 さいときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算しいときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算しいときは、同項の指定を受けた者は、その勧告があつた日から起算しおいて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができなおいて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができなおいて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができなおいて、その勧告に係る協議が調わず、又は協議をすることができない。

2~4 (略)

(裁定の申請)

第十条の十一の二 場合 る 同項に規定する分収育林契約の締結に関し裁定を申請することができ る育林者とし、 六月以内に、都道府県知事に対し、農林水産省令で定めるところによ 定地方公共団体等」という。)は、当該勧告があつた日から起算して 方公共団体その他の政令で定める者に限る。 停案の受諾をしないときは、 有者が当該勧告があつた日から起算して二月以内に当該勧告に係る調 地 林特別措置法 の所有者である場合に限る。)において、その勧告を受けた森林所 当該要間伐森林の立木について、当該指定地方公共団体等を分収 (当該勧告に係る要間伐森林の森林所有者が当該要間伐森林の土 当該森林所有者を同項に規定する育林地所有者とする (昭和三十三年法律第五十七号) 都道府県知事が前条第四項の規定による勧告をし 第十条の十第二項の指定を受けた者(地 以下この条において「指 第一 一条第二項に規定す

「分収育林契約」という。)林地所有者」という。)とする同項に規定する分収育林契約(以下林地所有者」という。)とする同項に規定する育林地所有者(以下「育とし、当該森林所有者を同項に規定する育林者(以下「育林者」という。十七号)第二条第二項に規定する育林者(以下「育林者」という。

定に関する契約

「大森林の土地を使用する権利(以下「特定使用権」という。)の設めで行う間伐の実施及びそのために必要な施設の整備のため当該要間以下「特定所有権」という。)の移転並びに当該要間伐森林につい

2 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る要間伐 前項の規定による申請をしようとする者は、当該申請に係る要間伐 1 前項の規定による申請をしまする。

(意見書の提出)

期間を指定して意見書を提出する機会を与えなければならない。請に係る要間伐森林の森林所有者にこれを通知し、二週間を下らないつたときは、農林水産省令で定める事項を公告するとともに、その申第十条の十一の三 都道府県知事は、前条第一項の規定による申請があ

ければならない。 施していない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしな第一項の規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実 前項の意見書を提出する者は、その意見書において、その者が前条

3 (略)

(裁定)

よる申請に係る要間伐森林が次に掲げる要件の全てに該当すると認め第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二第一項の規定に

(意見書の提出)

3 (略)

ならない。

いない理由その他の農林水産省令で定める事項を明らかにしなければの規定による申請に係る要間伐森林について間伐又は保育を実施して

(裁定)

請に係る要間伐森林が次に掲げる要件のすべてに該当すると認められ|第十条の十一の四 都道府県知事は、第十条の十一の二の規定による申

する。 を防止するために必要かつ適当であると認めるときは、その必要の限又は保育を実施することが第二号イからニまでに規定する事態の発生られる場合において、当該申請に従つて当該要間伐森林について間伐 度において、 当該申請に係る契約を締結すべき旨の裁定をするものと

(略)

ずれかに該当するものであること。 引き続き間伐又は保育が実施されないときは次に掲げる要件の

イ・ロ (略)

における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 当該要間伐森林の現に有する水源の涵養の機能に依存する地

一 { 九 (略)

おいては、次に掲げる事項を定めなければならない。

2

第十条の十一の二第一

項第一号の契約の締結に関する前項の裁定に

(略)

する事項 分収育林契約に係る立木の滅失その他の損害を塡補する措置に関

+ (略)

(略)

4 3 おいては、 第十条の十 次に掲げる事項を定めなければならない。 の二第 項第二号の契約の締結に関する第 項の裁定

- 当該要間伐森林の所在及び面積
- 特定所有権に係る立木の樹種別及び林齢別の本数
- 特定所有権の取得の対価の額並びにその支払の時期及び方法
- 兀 特定所有権に係る立木の伐採の時期及び方法

Ŧī. 特定使用権の内容

- 5 るものとして定めなければならな 前項各号に掲げる事項は、それぞれ次の各号に掲げる基準に適合す
- 前項第 申請の範囲を超えないこと。 第 号、 第四号及び第五号に掲げる事項につ

おいて、分収育林契約を締結すべき旨の裁定をするものとする。 止するために必要かつ適当であると認めるときは、 保育を実施することが第二号イからニまでに規定する事態の発生を防 る場合において、当該申請に従つて当該要間伐森林について間伐又は その必要の限度に

(略

ずれかに該当するものであること。 引き続き間伐又は保育が実施されないときは次に掲げる要件のい

イ・ロ (略)

域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。 当該要間伐森林の現に有する水源のかん養の機能に依存する地

(略)

2

前項の裁定においては、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 ~ 九 関する事項 分収育林契約に係る立木の滅失その他の損害をてん補する措置 (略)

+

準的な費用の額を控除して得た額とすること。 売による標準的な収入の額から当該立木の伐採及び販売に要する標 前項第三号に規定する額については、 特定所有権に係る立木の販

(裁定の効果)

第十条の十一の五 (略)

2 者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。 るところにより、その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所有裁定について前項の規定による公告があつたときは、その裁定の定め 第十条の十一の二第一項第一号の契約の締結に関する前条第一項の

3 第二項第九号に規定する立木の伐採の方法を立木に関する法律第三条 の二第二項の同意をした抵当権又は先取特権を有する者との間に前条 ての持分を取得したときは、その裁定の申請をした者と第十条の十一 き前条第一項の裁定の申請をした者が分収育林契約に係る立木につい に規定する施業方法とする協定が締結されたものとみなす。 前項の規定により締結されたものとみなされた分収育林契約に基づ

4 裁定について第 締結されたものとみなす。 有者との間に特定所有権の移転及び特定使用権の設定に関する契約が めるところにより、 第十条の十一 の二第一 項の規定による公告があつたときは、 その裁定の申請をした者とその申請に係る森林所 項第二号の契約の締結に関する前条第一項の その裁定の定

5 されたものとみなす。 方法を立木に関する法律第三条に規定する施業方法とする協定が締結 の申請をした者と第十条の十一の二第二項の同意をした抵当権又は先 特権を有する者との間に前条第四項第四号に規定する立木の伐採の 項の裁定の申請をした者が特定所有権を取得したときは、 前項の規定により締結されたものとみなされた契約に基づき前条第 その裁定

伐 (森林所有者を確知することができない場合における要間伐森林の

間

(裁定の効果等)

2 前条第一項の裁定について前項の規定による公告があつたときは、第十条の十一の五 (略) に係る森林所有者との間に分収育林契約が締結されたものとみなす。 その裁定の定めるところにより、その裁定の申請をした者とその申請

第十条の十一の六 農林水産省令で定めるところにより、 到達したものとみなされた日から六月以内に、 権及び特定使用権を取得しようとする者で当該市町村の長の指定を受 示した場合において、 たもの 取得に関し裁定を申請することができる。 一項の規定による要間伐森林の森林所有者に対する通知の内容を掲 は 第百八十九条の規定によりその通知が当該森林所有者に 市町村の長が第百八十九条の規定により第十条の十 その掲示に係る要間伐森林に 当該特定所有権及び特定使用権 都道府県知事に対し、 ついての特定所有

- 2 額」とあるのは「対価の額に相当する補償金の額」と、 項第一号中「前条第一項の意見書の内容その他の諸事情」とあるのは るものとする。 について準用する。 一号中 「当該要間伐森林に関する諸事情」と、 き」とあるのは「特定所有権及び特定使用権を取得すべき」と、 第十条の十一の四第一 「規定する額」とあるのは「規定する補償金の額」と読み替え この場合において、同条第一項中「契約を締結す 項、 第四項及び第五項の規定は、 同条第四項第三号中「対価の 同条第五項第 前項の裁定
- 3 れを公告しなければならない。 遅滞なく る決定によつてその裁定の内容が変更されたときも、 都道府県知事は、 項の裁定をしたときは、 その旨をその裁定の申請をした者に通知するとともに、 前項において読み替えて準用する第十条の十一 その裁定についての異議申立てに対す 農林水産省令で定めるところにより、 同様とする。
- 4 特定所有権及び特定使用権を取得する。 について前項の規定による公告があつたときは、 ころにより、 第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第一 その裁定の申請をした者は、 当該要間伐森林についての その裁定の定めると 項の裁定
- 6 ために供託しなければならない 金の支払の時期までに、その補償金を当該要間伐森林の森林所有者の 前項の規定による補償金の供託は、 項の裁定の申請をした者は、その裁定において定められた補償 当該要間伐森林の所在地の供託

5

所にするものとする。

(利用権の地代の額等の増減の訴え等)

は、。 第十条の十一の七 第十条の十一の七 第十条の十一の七 第十条の十一の七 第十条の十一の七 第十条の十一の七 第十条の十一の七 第十条の十一の四第一項(前条第二項において読み

一~三 (略)

四 第十条の十一の四第四項第三号に規定する取得の対価の額

第三号に規定する補償金の額 五 前条第二項において読み替えて準用する第十条の十一の四第四項

者を被告とする。 項の裁定の申請をした者又はその申請に係る要間伐森林の土地の所有2.前項の訴えにおいては、第十条の十一の二第一項若しくは前条第一 2

までいった。 起することができない場合は、この限りでない。 お合を含む。)の裁定についての異議申立てにおいては、第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服の理由とすることができない。ただし、前条第二項において読み替えて準用する第一条の十一の四第一項の裁定を受けた者がその裁定に係る要間伐森林の森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提りる。 おの森林所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提します。 一条本の本体所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提します。 一条本の本体所有者を確知することができないことにより第一項の訴えを提します。 一項を与しまする。 一項を与しまする。 一項を与しまする。 一項を与いての異議申立てにおいて読み替えて準用する。 一項を与いての表述についての不服の理由とする。 一項を与いての表述についての不服の理由とする。 一項を与いての表述についての不服の理由とする。 一項を与いていての表述において読み替えて準用する。 一項を与いていての表述において読み替えて準用する。 一項を与いての表述により第一項の訴えを提

(分収育林契約等の解除)

2 第十条の十一の八 (略)

この限りでない。ができる。ただし、その裁定があつた日から六月を経過したときは、項について不服がある者は、訴えをもつて、その増減を請求すること第十条の十一の六 第十条の十一の四第一項の裁定のうち次に掲げる事

√三 (略)

はその申請に係る要間伐森林の土地の所有者を被告とする。前項の訴えにおいては、第十条の十一の二の裁定の申請をした者又

理由とすることができない。
第一項各号に掲げる事項についての不服をその裁定についての不服3 第十条の十一の四第一項の裁定についての異議申立てにおいては、

第十条の十一の七(略)(分収育林契約の解除)

- 13 -

第十条の十一 0) 九 • 第十条の 十一の十 (略)

施業実施協定の縦覧等

第十条の十 その旨を公告し、 一係人の縦覧に供しなければならない。 の認可の申請があつたときは、農林水産省令で定めるところにより 一 の 十 一 当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害 市町村の長は、 第十条の $\dot{+}$ の九第 項又は第二

2

施業実施協定の認可

第十条の十一の十二 定を認可しなければならない。 項の認可の申請が次の各号の全てに該当するときは、 市町村の長は、 第十条の十一の九第一 当該施業実施協 項又は第二

略

(略)

2

第十条の十一の十三 (略)

(施業実施協定の効力)

第十条の十一の十四 定は、 林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても 準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協 その効力があるものとする。 その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森 第十条の十一の十二第二項 (前条第二項において

施業実施協定の廃止)

第十条の十一の十五 所有者及び特定非営利活動法人等は、 は第二項又は第十条の十一の十三第一 施業実施協定に係る森林所有者等、 第十条の十一の九第一項若しく 項の認可を受けた施業実施協定 森林の土地の

第十条の十一 第十条の 十一の九 略

、施業実施協定の縦覧等)

第十条の十一の十 その旨を公告し、 係人の縦覧に供しなければならない。 の認可の申請があつたときは、 当該施業実施協定を当該公告の日から二週間利害関 市町村の長は、 農林水産省令で定めるところにより、 第十条の +の八第 項又は第二項

2

施業実施協定の認可

第十条の十一の十一 市町村の長は、 項の認可の申請が次の各号のすべてに該当するときは、 協定を認可しなければならない。 第十条の十 の八第 当該施業実施 項又は第二

(略)

2 (略

第十条の十一の十二 (略)

、施業実施協定の効力)

林の森林所有者等又は当該森林の土地の所有者となつた者に対しても 定は、 十条の十一の十三 準用する場合を含む。)の規定による認可の公告のあつた施業実施協 その効力があるものとする。 その公告のあつた後において当該施業実施協定の対象とする森 第十条の十一の十一第二項 (前条第二項において

(施業実施協定の廃止)

第十条の十一の十四 は第二項又は第十条の十一の十二第 所有者及び特定非営利活動法人等は、 施業実施協定に係る森林所有者等、 第十条の十一の八第一項若しく 項の認可を受けた施業実施協定 森林の 土 地

旨を定め、 を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその 市町村の長の認可を受けなければならない。

2

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十 施協定の認可を取り消すものとする。 げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、 認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十 第二項又は第十条の十一の十三第一項の認可をした後において、当該 一の十六 市町村の長は、 第十条の十一の九第一項若しくは の 十 一第 当該施業実 項各号に掲

2 (略)

、協力の要請

第十条の十二 市町村は、 術的援助その他の必要な協力を求めることができる。 め必要があるときは、 都道府県知事又は関係森林管理局長に対し、 市町村森林整備計画の作成及びその達成のた 技

(森林整備協定の締 結に関する協議

第十条の十三 (略)

2 定をいう。 業に係る基金に対して拠出し、又は分収育林契約を締結する等により に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、森林の整備を促進する事 という。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法第九条第二号 公共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」 前項の 関係地方公共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協 「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地 方

第三節 森林経営計画

(森林経営計画

を廃止しようとする場合においては、その過半数の合意をもつてその

市町村の長の認可を受けなければならない。

2

旨を定め、

(施業実施協定の認可の取消し)

第十条の十 施協定の認可を取り消すものとする。 げる要件に該当しないものと認められるに至つたときは、 認可に係る施業実施協定の内容が第十条の十 第二項又は第十条の十一の十二第 一の十五 市町村の長は、 項の認可をした後において、当該 第十条の十 の 十 一の八第 当該施業実 項各号に掲

(略)

2

(協力の要請)

第十条の十二 市町村は、 求めることができる。 ときは、 関係森林管理局長に対し、 市町村森林整備計画の達成のため必要がある 技術的援助その他の必要な協力を

(森林整備協定の締結に関する協

第十条の十三

2 共団体が協力して森林の整備を推進することを約する協定をいう。 に規定する分収育林契約をいう。)を締結する等により、 業に係る基金に対して拠出し、又は分収育林契約 に掲げる森林整備法人をいう。)を設立し、森林の整備を促進する事 という。)が共同して森林整備法人(分収林特別措置法第九条第二号 公共団体(以下この項及び次条第一項において「関係地方公共団体」 前項の「森林整備協定」とは、森林所在地方公共団体及び下流地方 (同法第二条第二項 関係地方公

第三節 森林施業計画

森林施業計画

する市町村の長に提出して、当該森林経営計画が適当であるかどうかは、自らが森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備することを相当とするものとして政令で定めるところにより、五年を「関連で又は共同して、農林水産省令で定めるところにより、五年を「関連する森林の経営を行う森林であってこれを一体として整備する第十一条 森林所有者又は森林所有者から森林の経営の委託を受けた者

一 その対象とする森林についての森林の経営に関する長期の方針2 森林経営計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

つき認定を求めることができる。

二~六 (略)

林の保護に関する事項
七 森林病害虫の駆除及び予防の方法、火災の予防の方法その他の森

八 (略)

の整備その他の措置を記載することができる。 営の規模の拡大の目標及び当該目標を達成するために必要な作業路網 3 森林経営計画には、森林の経営の受託その他の方法による森林の経

(略)

、当該森林経営計画が適当である旨の認定をするものとする。て、当該森林経営計画の内容が次に掲げる要件の全てを満たすときは5 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合におい

森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。

第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林経営計画の対象とする

二·三 (略)

正かつ確実に実施されると認められること。
をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適をした者により当該森林経営計画に従つた森林の施業及び保護が適回。当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要回。当該森林経営計画の対象とする森林の施業を実施するために必要

五 第二項第四号又は第七号に掲げる事項に火入れに関する事項が記

その対象とする森林についての森林施業の実施に関する長期の方森林施業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

針

2

二~六 (略)

七 (略)

は、当該森林施業計画が適当である旨の認定をするものとする。て、当該森林施業計画の内容が次に掲げる要件のすべてを満たすとき4 市町村の長は、第一項の規定による認定の請求があつた場合におい3 (略)

森林の整備を図るために有効かつ適切なものであること。 第二項第一号に掲げる長期の方針が、森林施業計画の対象とする

二·三 (略)

第一号又は第三号に該当するものであること。 載されている場合には、その火入れをする目的が第二十一条第二項

と認められること。
定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当である定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であるの四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規七 当該森林経営計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条七

ければならない。

市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林市町村の長は、前項の認定をしようとする場合において、当該森林

6

(森林経営計画の変更)

かにつき認定を求めなければならない。
、次に掲げる場合には、当該認定森林所有者等は、農林水産省令で定めると、次に掲げる場合には、当該森林経営計画を変更しなければならない林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」という。)は「十二条」前条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有者から森」

基準に適合するものにつき新たに自ら森林の経営を行うこととなつ画の対象とする森林以外の森林であつて前条第一項の政令で定める部につき自ら森林の経営を行わなくなつた場合又は当該森林経営計画的対象とする森林の一当該認定森林所有者等が当該森林経営計画の対象とする森林の一

と認められること。 定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当である定により地域森林計画に定められている事項に照らして適当であるの四第一項第一号に規定する要整備森林である場合には、同項の規当該森林施業計画の対象とする森林の全部又は一部が第三十九条

兀

(森林施業計画の変更)

更が適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。
林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変材、産省令で定めるところにより、あらかじめ、市町村の長にその変有者等」という。)は、次に掲げる場合には、当該森林施業計画を変第十二条 前条第四項の認定を受けた森林所有者等 (以下「認定森林所

部につき森林所有者等でなくなつた場合当該認定森林所有者等が当該森林施業計画の対象とする森林の

た場合

二 (略)

つき認定を求めることができる。 により、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかに経営計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところ2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林

ある」と読み替えるものとする。、「当該森林経営計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当で経営計画の内容」とあるのは「当該変更後の森林経営計画の内容」とまでの規定を準用する。この場合において、同条第五項中「当該森林」は「項の規定による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合による認定の請求については、前条第四項から第六項目の場合によるによるによる。

3

、森林経営計画の変更に関する通知、

(森林経営計画の遵守)

て当該森林経営計画を遵守しなければならない。合を除き、当該森林経営計画の対象とする森林の施業及び保護につい第十四条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場

(森林経営計画に係る森林の伐採等の届出)

るところにより、市町村の長にその届出書を提出しなければならないした場合その他農林水産省令で定める場合には、農林水産省令で定めつき当該森林経営計画において定められている立木の伐採又は造林を第十五条 認定森林所有者等は、当該森林経営計画の対象とする森林に

二 (略)

つき認定を求めることができる。により、あらかじめ、市町村の長にその変更が適当であるかどうかに施業計画の変更を必要とする場合には、農林水産省令で定めるところ2 認定森林所有者等は、前項各号に掲げる場合を除くほか、当該森林

み替えるものとする。 林施業計画が適当である」とあるのは「当該変更が適当である」と読内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森内容」とあるのは「当該変更後の森林施業計画の内容」と、「当該森林施業計画の規定を準用する。この場合において、同項中「当該森林施業計画の前二項の規定による認定の請求については、前条第三項及び第匹項

(森林施業計画の変更に関する通知)

更すべき旨を通知しなければならない。 要すべき旨を通知しなければならない。 東林施業計画に係る認定森林所有者等に対し、当該森林施業計画を変 表認定があつたときは、その変更後のもの。)の内容が同項各号に よる認定があつたときは、その変更後のもの。)の内容が同項各号に 第十三条 市町村の長は、第十一条第四項の認定に係る森林施業計画(

(森林施業計画の遵守)

林施業計画を遵守しなければならない。 合を除き、当該森林施業計画の対象とする森林の施業について当該森第十四条 認定森林所有者等は、災害その他やむを得ない理由による場

(森林施業計画に係る森林の伐採等の届出)

を提出しなければならない。
には、農林水産省令で定めるところにより、市町村の長にその届出書のき立木の伐採又は造林をした場合その他農林水産省令で定める場合第十五条 認定森林所有者等は、当該森林施業計画の対象とする森林に

「認定の取消し)

第十六条 該森林経営計画に係る第十一条第五項の認定を取り消すことができる 市町村の長は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 当

<u>\{</u> 略

(数市町村にわたる事項の処理等)

第十九条 条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、次の各号 わたる場合には、 に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。 内にある場合 当該森林経営計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の区域 森林経営計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町村に 第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七 当該都道府県知事

略

- 2 事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書 農林水産大臣は、 当該森林経営計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県知 写しの送付を受けるものとする。 前項の規定により同項の事項を処理する場合には
- 3 令で定めるところにより、関係市町村の長の意見を聴かなければなら)又は第十三条の規定による通知をしようとするときは、農林水産省 五項の規定による認定(第十二条第三項において読み替えて準用する 農林水産大臣及び都道府県知事は、 一条第五項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。 第一項の規定により第十一条第
- 4 ときは、 五項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをした 旨を通知しなければならない。 農林水産大臣及び都道府県知事は、 農林水産省令で定めるところにより、 第一項の規定により第十一条第 関係市町村の長にその

認定の取消し

第十六条 該森林施業計画に係る第十一条第四項の認定を取り消すことができる 市町村の長は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、

当

<u>\</u> 略

(数市町村にわたる事項の処理等)

十九条 に掲げる場合の区分に応じて、当該各号に定める者が処理する。 条までの規定において市町村の長の権限に属させた事項は、 わたる場合には、第十一条から第十三条まで及び第十五条から第十七 当該森林施業計画の対象とする森林の全部が一の都道府県の 森林施業計画の対象とする森林の所在地が二以上の市町 次の各号 区域

(略

内にある場合

当該都道府県知事

- 事から当該森林の所在地の属する市町村に係る市町村森林整備計画書 の写しの送付を受けるものとする。 当該森林施業計画の対象とする森林の所在地を管轄する都道府県 農林水産大臣は、 前項の規定により同項の事項を処理する場合に 知
- 3 ところにより、 三条の規定による通知をしようとするときは、 四項の規定による変更の認定を含む。次項において同じ。 四項の規定による認定(第十二条第三項において準用する第十一条第 農林水産大臣及び都道府県知事は、 関係市町村の長の意見を聴かなければならない。 第一項の規定により第十一 農林水産省令で定める)又は第十 条第
- 4 ときは、 旨を通知しなければならない 四項の規定による認定又は第十六条の規定による認定の取消しをした 農林水産大臣及び都道府県知事は、 農林水産省令で定めるところにより、 第一項 の規定により第十一条第 関係市町村の長にその

第二十一条

2 • (略)

4 条第五項の規定による認定があつたときは、 るところにより、 わらず、同項の市町村の長の許可を受けないで、 いて火入れに関する事項を記載しているものは、 (その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一 認定森林所有者等のうち第十 当該火入れをすることができる。 一条第五項の認定に係る森林経営計 その変更後のもの)にお 農林水産省令で定め 第 項の規定にかか

、保安林における制限

第三十四条 の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。 保安林においては、政令で定めるところにより、 ただし、 にだし、次 都道府県

一 5 五 (略)

第百八十八条第三項の規定に基づいて伐採する場合

七~九

2 る行為をしてはならない。 採し、立木を損傷し、 合は、この限りでない。 し、又は土石若しくは樹根の採掘、 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐 家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取 ただし、 開墾その他の土地の形質を変更す 次の各号のいずれかに該当する場

一・二 (略)

第百八十八条第三項の規定に基づいてする場合

四~六 (略)

3 9 (略)

10 に係るものに限る。 届出があつた場合 都道府県知事は、 (同項の規定による届出にあつては、)には、 第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨の 農林水産省令で定めるところにより、 第一項第七号 当

(火入れ)

第二十一条

2 3

(保安林における制限

第三十四条 の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。 知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。 保安林においては、政令で定めるところにより、 にだし、次 都道府県

一 <u>〈</u> 五. (略)

七~九 第百八十八条第二 一項の規定に基づいて伐採する場合

合は、この限りでない。 る行為をしてはならない。 し、又は土石若しくは樹根の採掘、 採し、立木を損傷し、 保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐 家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取 ただし、 次の各号のいずれかに該当する場 開墾その他の土地の形質を変更す

一・二 (略)

三 第百八十八条第二項の規定に基づいてする場合

四~六(略)

3 9

(略)

10 に係るものに限る。)には、農林水産省令で定めるところにより、 届出があつた場合 都道府県知事は、 (同項の規定による届出にあつては、 第八項又は前項の規定により立木を伐採した旨 第一項第七号 当

い。ただし、当該伐採が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画該立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならな 条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの) (その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一 て定めら れているものである場合は、この限りでない。 にお

、保安林における択伐の届出等)

2 • 第三十四条の二

4 い。ただし、当該択伐が、第十一条第五項の認定に係る森林経営計画る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならな 条第五項の規定による認定があつたときは、その変更後のもの) を除く。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係 合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合 (その変更につき第十二条第三項において読み替えて準用する第十一 て定めら 都道府県知事は、 れているものである場合は、この限りでない。 第一 項の規定により択伐の届出書が提出された場 にお 4

5

、地域森林計画の変更等)

第三十九条の四 林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるとき ない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安 保することを旨として、 る民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、 第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてい 定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に 当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確 同様とする。 都道府県知事は、 次に掲げる事項を追加して定めなければなら 当該都道府県の区域内の保安林が特 当該民有林につ

(略

規定による認定があつたときは、 林に係るものである場合は、この限りでない。 い。ただし、当該伐採が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計 該立木の所在地の属する市 (その変更につき第十二条第三項において準用する第十 町村の長にその旨を通知しなければならな その変更後のもの) の対象とする森 条第四項

0)

保安林における択伐の届出 等

第三十四条の二 (略)

2 • 3

林に係るものである場合は、この限りでない。 規定による認定があつたときは、その変更後のもの) い。ただし、当該択伐が、第十一条第四項の認定に係る森林施業計 る立木の所在地の属する市町村の長にその旨を通知しなければならな を除く。)には、農林水産省令で定めるところにより、当該択伐に係 合(前項の規定により届出書の提出がなかつたものとみなされる場合 (その変更につき第十二条第三項において準用する第十一 都道府県知事は、 第一項の規定により択伐の届出書が提出された場 の対象とする森 条第四項

5

(地域森林計画の変更等)

第三十九条の四 林の区域内の民有林で当該地域森林計画の対象となるものがあるとき ない。同項の規定により地域森林計画をたてる場合において特定保安 保することを旨として、 き、当該特定保安林が保安林の指定の目的に即して機能することを確 る民有林があるときは、当該地域森林計画を変更し、 第五条第一項の規定によりたてられた地域森林計画の対象となつてい 定保安林として指定された場合において、当該特定保安林の区域内に 同様とする。 都道府県知事は、 次に掲げる事項を追加して定めなければなら 当該都道府県の区域内の保安林が 当該民有林につ

(削る)

2 れをたてようとするときは、 都道府県知事は、 前 頃の 規定により地域森林計 同項各号に掲げる事項のほか、 画を変更 Ļ 要 整備森 又はこ

3 の整備のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。 都道府県知事は、 第一項の規定により地域森林計画を変更し、 又は

2

があつたときは、公開による意見の聴取を行わなければならない。項に規定する事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立て これをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前二 公開による意見の聴取を行わなければならない。

5 4

又はこれをたてることができない。 いて同項の意見の聴取をした後でなければ、地域森林計画を変更し、 都道府県知事は、 第三項の異議の申立てがあったときは、これにつ

市 町村の長による施業の勧告の特例

第三十九条の六 要整備森林については、 の規定は、 適用しない。 第十条の十第一 項及び第二項

(立入調査等)

2

第四十九条

(略)

3 伐採する場合には、あらかじめその土地の占有者又は立木竹の所有者 に通知しなければならない。ただし、 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、 あらかじめ通知することが困難 又は立木竹を

であるときは、 この限りでない。

4 6 略

(使用権設定に関する認可)

第五十条 略

2 の土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者 都道府県知事は、 前項の規定による認可の申請があつたときは、 以 そ

三 その他必要な事項

あつたときは、 号に掲げる事項に関し直接の利害関係を有する者から異議の申立てがれをたてようとする場合であつて、第六条第二項の規定により前項各 都道府県知事は、 公開による意見の聴取を行わなければならない。 前項の規定により地域森林計画を変更し、 又はこ

3

4

又はこれをたてることができない。 いて同項の意見の聴取をした後でなければ、 都道府県知事は、 第二項の異議の申立てがあったときは、これにつ 地域森林計画を変更し、

(市町村の長による施業の勧告の特例)

第三十九条の六 適用しない。 要整備森林については、 第十条の十第一 項の規定は、

(立入調査等)

第四十九条 (略)

2

3 に通知しなければならない。 伐採する場合には、あらかじめその土地の占有者又は立木竹の 第一項の許可を受けた者は、他人の土地に立ち入り、 又は立木竹を ?所有者

4 6 略

(使用権設定に関する認可)

第五十条 (略

2 の土地の所有者及びその土地に関し所有権以外の権利を有する者 都道府県知事は、 前項の規定による認可の申請があつたときは、 议

ろにより 「関係人」という。)の 公開による意見の聴取を行わなければならない。 出 頭を求めて 農林水産省令で定めるとこ

下「関係人」という。)の意見を聞かなければならない。

- 3 事者 日 . (T) 都道府県 に通知するとともにこれを公示しなければならない。 週間前までに事案の要旨並びに意見の聴取の期日及び場所を当 が知事は、 前項の意見の聴取をしようとするときは、 その期
- 5 6 4 第二 証拠を提示し 一項の意見の 聴取に際しては、 意見を述べる機会を与えなければならない。 当事者に対して、 当該事案に

損失補償

(略)

2 \ 4 第五十八条 (略) (略)

5 都道府県知事の承認を受けてこれらの行為をしたときは、この限りで 増築若しくは大修繕をし、 知事の通知があつた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、改築、 これについての損失は、 土地の所有者又は関係人が、 補償しなくてもよい。ただし、 又は物件を付加し若しくは増置したときは 第五十条第五項の規定による都道府県 あらかじめ

(使用の廃止による損失の補償)

第五十九条 後にその土地を同条第一項の目的のため使用することを廃止した者は これを補償しなければならない。 これによつてその土地の所有者又は関係人が損失を受けたときは、 第五十条第五項の規定による都道府県知事の通知があつた

2 • 3 (略

(林業普及指導員)

第百八十七条

(略)

2 林業普及指導員は、 次に掲げる事務を行う。

(略

3 4 (略)

(損失補償)

 $\frac{2}{4}$ 第五十八条 (略)

(略)

5 の承認を受けてこれらの行為をしたときは、いての損失は、補償しなくてもよい。但し、 増築若しくは大修繕をし、又は物件を附加増置したときは、これにつ 知事の通知があつた後に土地の形質を変更し、工作物の新築、 土地の所有者又は関係人が、第五十条第三項の規定による都道府県 補償しなくてもよい。但し、 この限りでない。 あらかじめ都道府県知事 改築、

第 五十九条 後にその土地を同条第一項の目的のため使用することを廃止した者は これによつてその土地の所有者又は関係人が損失を受けたときは、 第五十条第三項の規定による都道府県知事の通知があつた

(使用の廃止による損失の補償)

2 • 3 (略)

これを補償しなければならない。

(林業普及指導員)

第百八十七条 (略)

2 林業普及指導員は、 次に掲げる事務を行う。

(略)

23

兀 の規定による市町村 の求めに 応じて行う協力のうち

専門的 な技術及び知識を必要とする事項に係るものを行うこと。

3

$\widehat{\underline{\underline{}}}$ 入調査等

第百八十八条 ため必要があるときは、 に立ち入つて、 林水産大臣 測量又は実地調査をさせることができる。 都道府県知事又は市町村の長は、 当該職員又はその委任した者に、 この法律の施行の 他 人の森林

3 障となる立木竹を伐採させることができる。 を建設させ、又は前項の測量若しくは実地調査若しくは標識建設の支ため必要があるときは、当該職員に、他人の土地に立ち入つて、標識 農林水産大臣、 都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行の

4 を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。 前二項の規定により他人の森林に立ち入ろうとする者は、その身分

5 に認められたものと解してはならない。 第二項及び第三項の規定による立入調査の権限は、 犯罪捜査のため

6 らない。 よつて損失を受けた者に対し、 国 都道府県又は市町村は、第二項又は第三項の規定による処分に 通常生ずべき損失を補償しなければな

、農林水産大臣等の援助

第百九十一条 及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林経営計画の作成百九十一条 農林水産大臣及び都道府県知事は、全国森林計画及び地 その他の援助を行うように努めるものとする。

2 営計画の作成及びその達成のために必要な助言、 はあつせんを行うとともに、 市町村は、 森林の経営の受託又は委託に必要な情報の提供 市町村森林整備計画の達成並びに森林経 指導その他の援助を 助言又

3

略

(立入調査等)

2 第百八十八条 農林水産大臣、 (略)

くは標識建設の支障となる立木竹を伐採させることができる。 若しくは実地調査をさせ、標識を建設させ、又は測量、 ため必要があるときは、当該職員に、他人の森林に立ち入つて、 都道府県知事又は市町村の長は、この法律の施行 実地調査若し 測行の

設又は立木竹の伐採をする当該職員は、その身分を示す証票を携帯し 前項の規定により他人の森林に立ち入つて測量、 関係者にこれを呈示しなければならない。 実地調査、 標識建

3

4 たものと解してはならない。 第二項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められ

5 らない。 よつて損失を受けた者に対し、 国 都道府県又は市町村は、 通常生ずべき損失を補償しなけ 第二項の規定による当該職員の処分に ればな

(農林水産大臣等の援助

第百九十一条 及びこれらの達成のために必要な助言、指導、資金の融通のあつせん域森林計画の達成並びに市町村森林整備計画及び森林施業計画の作成 その他の援助を行うように努めるものとする。 農林水産大臣及び都道府県知事は、 全国森林計画及び

るものとする。 びその達成のために必要な助言、 市町村は、 市町村森林整備計画の達成並びに森林施業計画の作成 指導その他の援助を行うように努め 及

2

ー・二 (略) に処する。 第二百九条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金	、汚損し、又は破壊した者は、五十万円以下の罰金に処する。において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し第二百八条 第三十九条第一項又は第二項(これらの規定を第四十四条	第二百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に第二百七条 次の各号のいずれかに該当する者は、百万円以下の罰金に	一〜五 (略) 第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百五十万円以下の罰第二百六条 次の各号のいずれかに該当する者は、百五十万円以下の罰
一・二 (略) 「一・二 (略) 「一・三 (本) 「一・	、汚損し、又は破壊した者は、二十万円以下の罰金に処する。において準用する場合を含む。)の規定により設置した標識を移動し第二百八条(第三十九条第一項又は第二項(これらの規定を第四十四条	三〜五 (略) 三〜五 (略) 三〜五 (略) 三〜五 (略) 三〜五 (略) に処する。	一〜五 (略) 一〜五 (略) 第二百六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処す第二百六条 次の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処す

改正案	現行
第九条(略)(事業の種類)	第九条(略)(事業の種類)
一〜九 (略)を行うことができる。2 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部	一〜九 (略)を行うことができる。 組合は、前項に掲げる事業のほか、次に掲げる事業の全部又は一部
十の組合員のための森林経営計画の作成(一〜九)(略)	十 組合員のための森林施業計画の作成一〜九 (略)
十一~十六 (略)	十一~十六 (略)
3~9 (略)	3~9 (略)
(事業の種類)	(事業の種類)
第百一条 森林組合連合会(以下「連合会」という。) は、次に掲げる	第百一条 森林組合連合会(以下「連合会」という。) は、次に掲げる
事業の全部又は一部を行うことができる。	事業の全部又は一部を行うことができる。
一~十一 (略)	一~十一 (略)
十二 所属員のための森林経営計画の作成	十二 所属員のための森林施業計画の作成
十三~十九 (略)	十三~十九 (略)
2~8 (略)	2~8 (略)

○林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 (昭和五十四年法律第五十一号) (附則第十三条関係

、傍線部分は改正部分)

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例)

改

正

案

第五条 (略)

うのに必要なものに限る。)の貸付けを行う場合における貸付金の利 る部分に限る。 林区域(同法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森 法第十一条第五項の認定を受けた者に限る。) に対し第三条第一項の 林区域をいう。)内に存する森林(政令で定めるものを除く。)に係 林法第十一条第五項の認定に係る森林経営計画 会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄のヲに掲げるもの(森 認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で株式 定めるものとする。 |金融公庫法第十二条第三項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以、償還期限(据置期間を含む。) 及び据置期間は、株式会社日本政 株式会社日本政策金融公庫が第三条第一項の認定を受けた者 三十五年以内及び十五年以内において株式会社日本政策金融公庫 次条第一項第一号において同じ。)に従つて施業を行 (公益的機能別施業森 (森林 2

3~6 (略

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等)

次の業務を行う。
)第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号第六条 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)

寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は項第三号の措置(造林についての措置であつて森林施業の合理化に一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二

(株式会社日本政策金融公庫からの資金の貸付けの特例

現

行

第五条 (略)

内、三十五年以内及び十五年以内において株式会社日本政策金融公庫 が定めるものとする。 策金融公庫法第十二条第三項の規定にかかわらず、それぞれ年七分以 うのに必要なものに限る。)の貸付けを行う場合における貸付金の利 る部分に限る。 林区域をいう。)内に存する森林(政令で定めるものを除く。)に係 林区域(同法第五条第二項第四号の三に規定する公益的機能別施業森 林法第十一条第四項の認定に係る森林施業計画 会社日本政策金融公庫法別表第一第八号の下欄のヲに掲げるもの(森 認定に係る同条第二項第三号の措置を実施するのに必要な資金で株式 法第十一条第四項の認定を受けた者に限る。) に対し第三条第一項の 株式会社日本政策金融公庫が第三条第 償還期限 (据置期間を含む。)及び据置期間は、 次条第一項第一号において同じ。)に従つて施業を行 一項の認定を受けた者 (公益的機能別施業森 株式会社日本政

3~6 (略)

(独立行政法人農林漁業信用基金の業務の特例等)

次の業務を行う。
) 第十二条に規定する業務のほか、この法律の目的を達成するため、は、独立行政法人農林漁業信用基金法(平成十四年法律第百二十八号第六条 独立行政法人農林漁業信用基金(以下「信用基金」という。)

寄与するものとして農林水産省令で定める要件に該当するもの又は項第三号の措置(造林についての措置であつて森林施業の合理化に一 第三条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る同条第二

必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。

<u>一</u> 5 匹 (略)

2

林水産省令で定める要件に該当するものに限る。)を実施するのに定に係る森林経営計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第五項の認

2 (略)

定に係る森林施業計画に従つて施業を行うのに必要なものとして農林業経営の維持についての措置であつて森林法第十一条第四項の認 必要な長期かつ無利子の資金の融通を行うこと。 林水産省令で定める要件に該当するものに限る。)を実施するのに

(略)

○森林の保健機能の増進に関する特別措置法 (平成元年法律第七十一号)

(附則第十四条関係

(傍線部分は改正部分)

(森林経営計画の変更等)

改

正

案

第六条 図るための計画(以下「森林保健機能増進計画」という。)を当該森当該森林経営計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を 基準に適合するもの(以下「対象森林」という。)がある場合には、 森林経営計画の認定を求める場合においても、 求めることができる。 林経営計画の全部又は一部として定め、 対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める る森林であって政令で定めるものに係る部分を除く。 第四号の三に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。)内に存す に係る森林経営計画 森林法第十 一条第五項の認定を受けた森林所有者は、当該認定 (公益的機能別施業森林区域 森林所有者が同法第十一条第五項の規定による 同法第十二条第二項の認定を 同様とする。 (同法第五条第二項 以下同じ。)の

2 (略)

3 て、 に掲げるもののほか、 その認定をしてはならない。 市町村の長は、 当該請求に係る森林経営計画の内容が森林法第十 第一 次に掲げる要件の全てを満たすときでなければ 項の規定による認定の請求があった場合におい 一条第五項各号

〈 四 (略)

4 るときは、 による変更の認定を含む。以下「特定認定」という。)をしようとす 林経営計画について森林法第十一条第五項の規定による認定(同法第 十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一条第五項の規定 町村の長は、 都道府県知事の同意を得なければならない。 森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森

森林施業計画の変更等)

現

行

第六条 森林施業計画の認定を求める場合においても、 求めることができる。 林施業計画の全部又は一部として定め、 図るための計画(以下「森林保健機能増進計画」という。)を当該森当該森林施業計画を変更し、対象森林に係る森林の保健機能の増進を 基準に適合するもの(以下「対象森林」という。)がある場合には、 対象とする前条第一号の区域内に存する森林で農林水産省令で定める る森林であって政令で定めるものに係る部分を除く。 第四号の三に規定する公益的機能別施業森林区域をいう。)内に存す に係る森林施業計画 森林法第十一条第四項の認定を受けた森林所有者は、当該認定 (公益的機能別施業森林区域 森林所有者が同法第十一条第四項の規定による 同法第十二条第二項の認定を 同様とする。 (同法第五条第二項 以下同じ。)の

(略)

2

3 に掲げるもののほか、 て、 市町村の長は、 その認定をしてはならない。 当該請求に係る森林施業計画の内容が森林法第十 第一 次に掲げる要件のすべてを満たすときでなけれ 項の規定による認定の請求があった場合にお 条第四項各号

— 〈 匹 (略)

4 都道府県知事の同意を得なければならない。 の認定を含む。 十二条第三項において準用する同法第十一条第四項の規定による変更 林施業計画について森林法第十一条第四項の規定による認定(同法第 市町村の長は、 以下「特定認定」という。) 森林保健機能増進計画をその全部又は一部とする森 をしようとするときは、

5

(略

○木材の安定供給の確保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)(附則第

') (附則第十五条関係

(傍線部分は改正部分)

(森林経営計画の変更の特例)

改

正

案

を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林所有者等は 認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森林経営計画容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五条第一項の 第十九条の規定の適用がある場合には、農林水産大臣又は都道府県知 更につき同法第十二条第三項において読み替えて準用する同法第十一 う。)が、立木の伐採に関し、当該認定に係る森林経営計画 者から森林の経営の委託を受けた者(以下「認定森林所有者等」とい 条第五項の規定による認定があったときは、その変更後のもの)の内 農林水産省令で定めるところにより、 どうかにつき認定を求めなければならない。 第三項において同じ。)に当該森林経営計画の変更が適当である 森林法第十 条第五項の認定を受けた森林所有者又は森林所有 遅滞なく、 市町村の長(同法 (その変 第十条

読み替えて、同項の規定を適用する。 保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第十条第一項」と林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確2 前項の規定による森林経営計画の変更の認定の請求については、森

2

定を取り消すことができる。
かった場合には、当該森林経営計画に係る森林法第十一条第五項の認画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられなる。市町村の長は、認定森林所有者等が第一項の規定による森林経営計

3

(森林施業計画の変更の特例)

現

行

適当であるかどうかにつき認定を求めなければならない。 都道府県知事。 の長(同法第十九条の規定の適用がある場合には、 所有者等は、農林水産省令で定めるところにより、 林施業計画を変更しなければならない。この場合には、当該認定森林 条第一項の認定を受けた場合には、当該認定森林所有者等は、当該森 もの)の内容と異なる内容の事業計画について第四条第一項又は第五 同法第十一条第四項の規定による認定があったときは、その変更後の 定森林所有者等」という。)が、立木の伐採に関し、 森林施業計画 森林法第十 (その変更につき同法第十二条第三項において準用する 第三項において同じ。)に当該森林施業計画の変更が 条第四項の認定を受けた森林所有者等 農林水産大臣又は 遅滞なく、 当該認定に係る (以 下 市町村

- 読み替えて、同項の規定を適用する。保に関する特別措置法(平成八年法律第四十七号)第十条第一項」と林法第十二条第三項中「前二項」とあるのは、「木材の安定供給の確前項の規定による森林施業計画の変更の認定の請求については、森
- 定を取り消すことができる。かった場合には、当該森林施業計画に係る森林法第十一条第四項の認画の変更の認定の請求をせず、又は請求したが当該認定を受けられな一下町村の長は、認定森林所有者等が第一項の規定による森林施業計